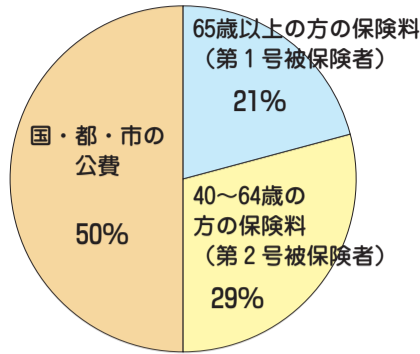


表2 所得段階別保険料

課税状況		所得区分	年額保険料	
世帯員市民税	本人の市民税及び前年中の所得等			
生活保護受給者				
老齢福祉年金受給者				
非課税世帯 ※1	本人非課税 課税対象となる 公的年金収入額 と合計所得金額 の合計	第1段階	2万6500円	
		80万円以下	第2段階	2万9500円
		80万円超 120万円以下	特例第3段階	3万6900円
		120万円超	第3段階	4万4200円
課税世帯 ※2	本人課税 合計所得金額 ※3	80万円以下	特例第4段階	4万7200円
		80万円超	第4段階 (基準額)	5万9000円
		125万円未満	第5段階	6万4900円
		125万円以上 190万円未満	第6段階	7万3800円
		190万円以上 300万円未満	第7段階	8万2600円
300万円以上 500万円未満	第8段階	9万4400円		
500万円以上	第9段階	11万8000円		

※1 非課税世帯…住民票上同一の世帯に市区町村民税の課税者が1人もいない世帯
 ※2 課税世帯…住民票上同一の世帯に市区町村民税の課税者が1人以上いる世帯
 ※3 合計所得金額…前年中の純損失または雑損失等の繰越控除前の総所得金額、土地等の分離譲渡所得金額（特別控除前）、山林所得等の合計

図1 介護サービスの給付に必要な財源の負担割合



介護保険は、介護サービスの給付に必要な財源を、65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料のほか、40～64歳の方（第2号被保険者）の保険料からお送りする通知に基づいて納付して下さい。今回お送りする納入通知書（決定通知書）の保険料額は、6月6日までの住民票等の届出内容及び市で把握した前年所得

介護保険は、介護サービスの給付に必要な財源を、65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料のほか、40～64歳の方（第2号被保険者）の保険料からお送りする通知に基づいて納付して下さい。今回お送りする納入通知書（決定通知書）の保険料額は、6月6日までの住民票等の届出内容及び市で把握した前年所得

介護保険料

問 介護保険課保険料係
☎724・4364
FAX050・3101・6664

● **納入通知書は保管を**
 介護保険料の納入通知書（決定通知書）は、シルバークラスを購入する際の所得確認書類として使用することができます。再発行はできませんので大切に保管して下さい。

● **40～64歳の方の保険料**
 介護保険料は、加入している医療保険の保険料（税）に合算して納めていただいています。保険料額や計算方法は、加入している健康保険組合等にお問い合わせ下さい。

● **都からの交付金及び市の準備基金による保険料の軽減**
 介護保険料の上昇を抑えるため、2012～2014年度（第5期事業計画）は、東京都から交付された財政安定化基金の交付金（約2億円）と町田市の介護給付費準備基金（約9億円）を活用して、保険料を軽減しています。

● **保険料の減免**
 次のような理由で介護保険料を納めることが困難な場合は、ご相談下さい。
 ○災害により住宅等に著しい損害を受けた
 ○世帯の生計を主として維持する者の失業等により、収入が著しく減少した
 ○生活が著しく困窮している等（介護保険料の所得区分が第1～3段階で、収入が生活保護基準以下等、各種要件をすべて満たしていることが必要）

料と公費で賄っています（図1）。皆さんの保険料が介護保険制度を支えています。保険料の納付にご理解、ご協力をお願いいたします。

● **65歳以上の方の介護保険料**
 介護保険料は、2013年度の市民税の課税状況等に応じて9段階11区分に設定されています（表2）。65歳の誕生日の前日が属する月から、月割りで計算されます。介護保険課からお送りする通知に基づいて納付して下さい。

等を基に算定しています。6月7日以降の情報により保険料額が変更になる場合は、8月以降に改めて納入通知書をお送りします。

● **65歳以上の方の介護保険料**
 介護保険料は、加入している医療保険の保険料（税）に合算して納めていただいています。保険料額や計算方法は、加入している健康保険組合等にお問い合わせ下さい。

● **都からの交付金及び市の準備基金による保険料の軽減**
 介護保険料の上昇を抑えるため、2012～2014年度（第5期事業計画）は、東京都から交付された財政安定化基金の交付金（約2億円）と町田市の介護給付費準備基金（約9億円）を活用して、保険料を軽減しています。

図2 年間保険料の算出方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{被保険者} \\ \text{1人当たり} \\ \hline \text{4万100円} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{賦課のもと} \\ \text{となる} \\ \text{所得金額} \times 8.19\% \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{年間保険料} \\ \hline \text{※上限額} \\ \hline \text{55万円} \\ \hline \end{array}$$

※賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません）。

● **後期高齢者医療保険料**
 対象となる方（被保険者）は、①75歳以上の方②65歳以上75歳未満で一定の障がいがある方（本人の申請に基づき、広域連合の認定を受けた方）です。

● **後期高齢者医療制度に加入**
 ※後期高齢者医療制度に加入後は、国民健康保険・被用者保険の被保険者ではなくなります。

● **被保険者証は1人に1枚、交付されます。保険料も個人ごとに納めていただきます。**

● **保険料の算出方法**
 保険料は、均等割額と所得割額の合計額で、年間の限度額が55万円に設定されています。

後期高齢者医療保険料

問 保険年金課高齢者医療係
☎724・2144
FAX050・3101・5154

● **均等割額の軽減**
 総所得金額等の合計が下記に該当する世帯

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下（その他の所得がない）	9割
33万円以下で9割軽減の基準に該当しない	8.5割
33万円+（24.5万円×世帯主を除く被保険者数）以下 ※単身者は該当しません	5割
33万円+（35万円×被保険者数）以下	2割

※65歳以上（1月1日時点）の方の公的年金所得については、その所得から更に高齢者特別控除15万円を差し引いた金額で判定します。

● **所得割額の軽減**
 厚生年金の一般的な収入21万円（賦課のもととなる所得58万円）以下の所得階層の方は、保険料の所得割額が軽減されます（表4）。

● **被扶養者だった方の特例**
 ※被扶養者だった方の特例：後期高齢者医療制度の加入直前まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者として、ご自身の保険料を支払っていなかった方は、所得割額が無料となり、均等割額が9割軽減された額のみとなります。

● **保険料の見直し**
 後期高齢者医療保険料の均等割額と所得率は、2年ごとに見直しを行っています。来年度は見直しの年です。

● **均等割額の軽減**
 総所得金額等の合計が下記に該当する世帯

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下（その他の所得がない）	9割
33万円以下で9割軽減の基準に該当しない	8.5割
33万円+（24.5万円×世帯主を除く被保険者数）以下 ※単身者は該当しません	5割
33万円+（35万円×被保険者数）以下	2割

※65歳以上（1月1日時点）の方の公的年金所得については、その所得から更に高齢者特別控除15万円を差し引いた金額で判定します。

● **所得割額の軽減**
 厚生年金の一般的な収入21万円（賦課のもととなる所得58万円）以下の所得階層の方は、保険料の所得割額が軽減されます（表4）。

● **被扶養者だった方の特例**
 ※被扶養者だった方の特例：後期高齢者医療制度の加入直前まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者として、ご自身の保険料を支払っていなかった方は、所得割額が無料となり、均等割額が9割軽減された額のみとなります。

● **保険料の見直し**
 後期高齢者医療保険料の均等割額と所得率は、2年ごとに見直しを行っています。来年度は見直しの年です。

7月の母子健康案内 お気軽にご相談下さい

事業名	会場	開催日	時間	対象	内容	
もうすぐママ・パパのためのふれびよクラス（母親学級） - 3日間コース（申し込み制） 申電話でイベントダイヤル(☎724・5656)へ	健康福祉会館	5日（金）	午後1時30分～4時	16～35週の妊婦とその夫	1日目	妊娠中の過ごし方、歯の衛生、栄養と食生活
		12日（金）			2日目	母乳のお話、お産のときのリラックス法
		20日（土）	午後1時～3時		3日目	もく浴実習、妊婦体験、新生児の保育体験
離乳食講習会（申し込み制） 申電話でイベントダイヤル(☎724・5656)へ	健康福祉会館	8日（月）または26日（金）	午前9時55分～11時45分（受け付け＝午前9時30分）	4～5か月児の保護者	離乳食の進め方のお話と試食（各日とも同一内容）	
		19日（金）	①午前9時35分～10時35分（受け付け＝午前9時20分）②午前11時～正午（受け付け＝午前10時45分）	8～9か月児の保護者	離乳食後期のお話と試食、歯の話（各日とも同一内容）	
乳幼児・母性相談 ※母子手帳をお持ちのうえ、直接会場へおいで下さい。	健康福祉会館	8日、22日、29日（月）	受け付け＝午前9時45分～11時30分、午後1時30分～3時	2か月以上の未就学児とその保護者	身長・体重測定、保育相談、栄養相談、歯科相談、母親のからだの相談	
		4日（木）			鶴川分館	
		10日（水）			小山市民センター	
		12日（金）			子どもセンターばあん	
		17日（水）			町田リサイクル文化センター	

6月下旬に成人健康診査の受診券を次の方にお送りします（受診期間は2014年2月末日まで）

対象	今回お送りする方	お問い合わせ
①40～74歳の町田市国民健康保険加入者 ②市内在住で後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方 ③40歳以上の生活保護を受給している方	10月～3月生まれの方 ※昭和14年2・3月生まれの方には5月下旬に送付済みです。 昭和13年5・6月生まれの方	①②保険年金課 ☎724・2130 FAX050・3101・5154 ③健康課 ☎725・5178 FAX725・5198

※受診券は、年2回に分けてお送りしています。
 ※4月2日以降に、町田市国民健康保険に加入した方、及び4月2日以降に町田市に転入して後期高齢者医療被保険者証を取得した方には、受診券をお送りしていませんので保険年金課へお問い合わせ下さい。
 ※40～74歳の社会保険・国保組合等に加入の方は、加入されている医療保険で健康診査を行いますので、各保険者へお問い合わせ下さい。
 ※18～39歳の市内在住の方で健康診査を受ける機会のない方は、医療機関へ直接お申し込み下さい（受診券は不要）。

+ 健康案内

検 診